

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成 28 年 1 月 22 日

評価者：港湾局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎港コンテナターミナル関連施設
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日 ※ 別記理由により、指定期間は平成 28 年 3 月 31 日で終了予定
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利用許可等に関する業務</li> <li>施設の保守管理・軽易工事等に関する業務</li> <li>その他の業務（安全管理・施設利用者との調整など）</li> </ul>
指定管理者	名称：川崎臨港倉庫埠頭株式会社 代表者：代表取締役 永野 幸三 住所：川崎市川崎区千鳥町 7-1 ポートサイドカワサキ 506 電話：044-589-5919
所管課	港湾局川崎港管理センター港営課（電話:287-6029）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等																
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>○ コンテナターミナル（以下「ターミナル」という。）における実績</p> <p>（1）コンテナ貨物量</p> <table border="0"> <tr> <td>H25（導入前）</td> <td>55,858 TEU</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>74,243 TEU（前年度比約 33%増）</td> </tr> <tr> <td>H27（4～11 月）</td> <td>63,840TEU</td> </tr> <tr> <td>H27（年度見込値）</td> <td>95,760 TEU（前年度比約 29%増）</td> </tr> </table> <p>（2）施設使用料収入</p> <table border="0"> <tr> <td>H25（導入前）</td> <td>159,191,122 円</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>179,629,355 円（前年度比約 13%増）</td> </tr> <tr> <td>H27（4～11 月）</td> <td>156,158,310 円</td> </tr> <tr> <td>H27（年度見込値）</td> <td>233,697,582 円（前年度比約 30%増）</td> </tr> </table> <p>※H27(年度見込値)は、指定管理者が集計した H27.11 月までの実績を基に推計</p> <p>○ 日常的な管理運営業務は、仕様書等に基づいて適正になされている。特に平成 26 年度後半においては、コンテナ貨物が急増したことから蔵置場所が不足した時期もあったが、日頃からターミナルオペレーターをはじめとする利用者と密な連携を図っていたため、大きな支障を生じさせることなくターミナルを運営するなど、計画書等に定められた業務に比較して、高い水準で業務が実施された。</p>	H25（導入前）	55,858 TEU	H26	74,243 TEU（前年度比約 33%増）	H27（4～11 月）	63,840TEU	H27（年度見込値）	95,760 TEU（前年度比約 29%増）	H25（導入前）	159,191,122 円	H26	179,629,355 円（前年度比約 13%増）	H27（4～11 月）	156,158,310 円	H27（年度見込値）	233,697,582 円（前年度比約 30%増）
H25（導入前）	55,858 TEU																	
H26	74,243 TEU（前年度比約 33%増）																	
H27（4～11 月）	63,840TEU																	
H27（年度見込値）	95,760 TEU（前年度比約 29%増）																	
H25（導入前）	159,191,122 円																	
H26	179,629,355 円（前年度比約 13%増）																	
H27（4～11 月）	156,158,310 円																	
H27（年度見込値）	233,697,582 円（前年度比約 30%増）																	
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>○ 利用実績が示すとおり、計画書等に定められた業務を確実に履行したことに加え、市や川崎湾戦略港湾推進協議会と連携を図りつつ、積極的にポートセールスに取り組んだ結果、コンテナ貨物量が大幅に増加し、施設の利用拡大が図られた。</p>																

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ターミナルは開設から約 20 年が経過し、経年劣化に伴い補修を必要とする施設・設備が多数あるが、劣化状況を適切に見極め、優先順位をつけながら施設・設備の機能維持を図った。</li> </ul>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故、災害等に備え、事故対応マニュアル、緊急連絡網等を整備するとともに、利用者と共にパトロールを実施するなど、事故の未然防止に努めた。</li> <li>○ 施設の劣化状況等を的確に把握し、川崎市と協議しながら速やかに適切な修繕等を行った。</li> <li>○ 施設の性質上、小さな事故は年数件発生するが、いずれも迅速かつ適切な対応がなされた。</li> </ul>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ターミナル入口部のゲートのオープン時間の拡大やコンテナ車両専用レーンの設置等について、市と協力しながら進めたが、時期や時間帯によりターミナル周辺の道路渋滞が発生するため、さらなる取組を進める必要がある。</li> <li>○ コンテナ貨物量の大幅な増加や貨物の滞留により、蔵置場所が不足しているのが現状である。今後のヤード整備や新たな荷役機械の導入を円滑に進め、より効率的なターミナルオペレートが可能とすることが求められる。</li> </ul>

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎月1回、ターミナルで開催する定例会議において、モニタリングシート等を活用し、指定管理業務の進捗状況や運営課題の把握、業務改善のための意見交換と指導が行われた。また、業務日報等により日頃の運営状況を確認するなど、適切なマネジメントがなされている。</li> <li>○ 定例会議以外においても随時ターミナルを訪問し、施設の利用実態や業務の実施状況等を市職員が確認し、必要に応じて指導、助言を行っている。</li> </ul>
2	制度活用による効果はあったか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理者がターミナルに常駐することにより、利用者からの意見・要望を的確に把握することが可能となった。その上で市と十分な連絡調整を行い、ターミナルの利便性の向上が図られた。</li> <li>○ また、提案書等に定められていない事業等についても、積極的に取り組み一定の成果が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市や川崎港戦略港湾推進協議会と連携を図りつつポートセールスに取り組んだ結果、新規航路が開設され、コンテナ貨物量が大幅に増加した。</li> <li>・ 市や関係者などで構成するターミナルの諸課題を検討する諸会議に積極的に参加し、今後の施設整備のあり方等について指定管理者の立場から情報提供や意見提案が行われた。</li> </ul> </li> </ul>

3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 26 年 12 月の港湾計画の改訂により、ターミナルの東側 5.9ha の市有地が「特定埠頭群の運営の効率化に資する取組を行う範囲」に指定された。当該地は、第 3 パース予定地の背後で、現在はシャーシー置場等に利用されていることから、将来的に指定管理業務に含める検討も必要である。</li> <li>○ 開設されてから約 20 年が経過するターミナルにおいて、施設を常に良好な状態に維持するためには、より一層、適切な対応が求められる。引き続き、指定管理者と市が連携することに加え、軽易工事における役割分担の見直しなど、より効率的・効果的な維持管理手法を検討する必要がある。</li> </ul>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 26 年 4 月から指定管理者制度を導入し、この間、コンテナ貨物量は順調に増加しているものの、収支状況を考慮すると、現時点においては貸付方式に移行するのは困難である。</li> <li>○ 引き続き集貨策や管理運営面での課題等を整理しながら貸付制度への移行を視野に入れるも、当面は、指定管理者制度を継続し、市と指定管理者が連携しながら着実にコンテナ貨物量の増加を図っていくことが望ましいと考える。</li> </ul>

#### 4. 今後の事業運営方針について

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京浜三港による港湾運営会社の設立までの時限的措置として、川崎市は国から特例港湾運営会社として認定を受けた川崎臨港倉庫埠頭(株)を川崎港コンテナターミナルの指定管理者に指定し、当事業者に管理運営を委任してきた。</li> <li>○ 平成 26 年度からこれまでの指定管理期間における川崎臨港倉庫埠頭(株)による川崎港コンテナターミナルの管理運営については、特に大きな事故もなく、貨物量は順調に増加し、利用者へのサービス向上も図られてきたことは、高く評価する。</li> <li>○ 一方、この間の協議の結果、東京都は諸事情により港湾運営会社の設立時点での参画を見送ることとなったが、川崎市と横浜市が先行して、平成 27 年度内に港湾運営会社の設立及び国の指定の目途が立った。</li> <li>○ 港湾運営会社が設立された後の川崎港コンテナターミナルの運営については、国土交通大臣から指定された港湾運営会社を活用することが求められるが、川崎港の事情や、これまでの指定管理者の実績などを考慮した上で、管理運営主体（指定管理者）を選定する必要がある。</li> </ul>
---